

省庁間人事交流の推進について

平成 6 年 1 2 月 2 2 日
閣 議 決 定
平成 1 2 年 1 2 月 2 6 日
一 部 改 正
平成 2 6 年 5 月 3 0 日
一 部 改 正

各省庁間の緊密な連携の強化と広い視野に立った人材の養成の観点から、次の方針に基づき、抜本的な省庁間人事交流を推進する。

1 将来の行政の中核的要員と見込まれる職員についての人事交流の推進

- (1) 将来の行政の中核的要員と見込まれる職員については、本省庁課長職に就くまでの間に、広い視野に立った人材の養成の観点から、他省庁、国際機関等における勤務を原則として2回以上経験させることとする。また、その際、各省庁間の緊密な連携の強化の観点をも踏まえ、他省庁における勤務を1回以上経験させるよう努める。

これらの実現を図るため、概ね3年以内に交流ポストの用意等所要の措置を講ずる。

- (2) (1)に基づき、人事交流を推進するに当たっては、これまで人事交流実績のない省庁との交流を優先的に実施する。
- (3) (1)の基準は、今後、本省庁課長補佐相当職に昇任する職員から適用するものとする。

2 幹部職員についての人事交流の推進

各省庁の幹部職員については、これまで出向実績の少ない省庁への出向を中心に、人事交流を積極的に推進することとし、特に、各省庁（調整官庁等を除く。）間における人事交流を飛躍的に増加させるよう鋭意努力する。

3 その他

- (1) 1及び2に基づき人事交流を推進するために必要な事項についての調整は、各省庁人事担当課長会議において行うこととし、その庶務は内閣官房が処理する。
- (2) 内閣官房は、人事院及び各省庁の協力を得て、毎年人事交流の実施状況をフォローアップする。
- (3) 人事交流の推進に当たっては、職員の勤務形態、職務内容等の特殊性に配慮するものとする。